

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和元年5月27日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市右京区鳴滝音戸山町地区建築協定

2 申請者の氏名

新谷 健次

3 建築協定区域

京都市右京区鳴滝音戸山町4番23, 4番33から4番35まで, 4番37, 4番38, 4番43, 4番44, 4番48, 4番51から4番53まで, 4番55から4番58まで, 4番60, 4番62, 4番63, 4番72から4番75まで, 4番81, 4番82, 4番84, 4番86, 4番93, 4番96, 4番102, 4番133から4番136まで, 4番138, 4番141から4番144まで, 4番147, 4番150, 4番152, 4番157, 4番160, 4番161, 4番163, 4番165, 4番166, 4番181, 4番186, 4番187, 4番189, 4番190, 4番192, 4番195, 4番196, 4番198, 4番201, 4番202, 4番207, 4番229, 4番230, 4番251, 4番279, 4番280, 4番285, 4番287, 4番294, 4番295及び4番304, 同区音戸山山ノ茶屋町8番2, 同区太秦中山町11番4, 14番, 15番2, 15番3及び17番1並びに同区太秦三尾町1番230

4 建築協定区域隣接地

京都市右京区鳴滝音戸山町3番4, 3番6, 4番7, 4番12, 4番24, 4番36, 4番39から4番42まで, 4番50, 4番54, 4番59, 4番61, 4番64から4番69まで, 4番71, 4番76から4番80まで, 4番83, 4番97, 4番99, 4番116から4番118まで, 4番121, 4番126から4番129, 4番131, 4番132, 4番137, 4番139, 4番140, 4番145, 4番149, 4番151, 4番155, 4番156, 4番158, 4番159, 4番167, 4番169,

4番171から4番179まで、4番184、4番185、4番188、4番193、
4番194、4番199、4番200、4番205、4番206、4番208、4番2
18から4番220まで、4番228、4番233、4番234、4番243から4番
245まで、4番247、4番248、4番252、4番253、4番255から4番
257まで、4番273から4番275まで、4番286、4番290、4番291及
び4番296、同区音戸山山ノ茶屋町8番7、8番8、8番12及び9番3、同区太秦
中山町11番、11番1から11番3まで、14番2、15番4及び17番5並びに同
区太秦三尾町1番54、1番55、1番77、1番114、1番117、1番206及
び1番211

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 協定の期間

5年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に5年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和元年5月27日付け第13-008号

8 縦覧期間

令和元年5月27日から建築協定書第11条に規定する有効期間満了日又は、法第76条の規定に基づく建築協定の廃止認可公告日までの、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）